

第109回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

カメイ株式会社

事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kamei.co.jp/ir/>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

事業報告

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款、取締役会規程及びその他の社内諸規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員の職務の執行を監督する。
 - b. 取締役は、取締役会にて決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内諸規程等に従い、担当職務を執行する。
 - c. 取締役及び使用人は、法令、定款及び社内諸規程等を遵守するとともに、企業倫理体系（活動理念、社是、企業倫理憲章、行動基準及びコーポレート・スローガン）の趣旨、精神を尊重して行動する。
 - d. 監査役は、監査役会規程に則り、取締役及び執行役員の職務執行の適正性を監査する。
 - e. 監査室は、内部監査規程に基づき、業務全般に関し、法令、定款及び社内諸規程等の遵守状況を監査し、妥当性を検証する。
 - f. 財務報告に係る内部統制体制を整備し、財務報告の信頼性及び適正性を確保する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会規程、稟議規程及び文書管理規程等に基づき、関係書類を適切に保存及び管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険の管理体制構築のため、危機管理及びリスク管理に関する規程を整備するとともに、これを統括管理する危機管理委員会を設置する。
このほか、社内諸規程等を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理し、必要に応じて外部の専門家などの意見を得る。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役会は、毎月1回定例取締役会を開催し、経営方針をはじめ、定款、取締役会規程に基づく付議事項、経営に関する重要事項及び法令で定められた事項等を審議・決定する。
 - b. 執行役員制度を導入し、経営の意思決定、監督機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図る。
 - c. 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌・職務権限規程、その他の社内諸規程等を整備し、業務執行に関する職務権限や責任の明確化を図る。
- ⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社の関係会社管理規程に基づき、関係会社を管理・指導する組織を設置し、経営等に関する資料の提出を求めるとともに、関係会社業績等報告会を定期的に開催する。
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社の損失の危険の管理体制を構築するため、危機管理及びリスク管理に関する社内諸規程等を整備し、グループ全体のリスクを管理する。
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社から定期的に業務報告を受け、重要事項は事前に協議することなどにより、子会社の取締役等の職務執行の効率を確保する。
 - ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の役員等がグループ各社の役員等に就任するほか、当社の監査役及び内部監査部門による監査、並びに内部統制部門による財務報告に係る内部統制の整備・運用の状況の評価などにより、業務の適正性を検証する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役よりその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、内部監査部門の構成員の中から監査役の職務を補助する使用人を選任する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
当該使用人は監査役より監査業務に必要な事項の調査を命ぜられた場合には、その命令に関して取締役及びその他の使用人の指示命令は受けないものとする。
- ⑧ 第6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役は、監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示命令下に置くものとし、当該使用人の評価・人事異動等については、監査役会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定する。
- ⑨ 監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役等及び使用人が監査役に報告するための体制
取締役等及び使用人は、取締役会及び社内的重要な会議において、適宜、職務執行状況を監査役に報告する。また、法令、定款に違反する行為並びに財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある情報は、速やかにかつ適切に監査役に報告する。
- ロ. 子会社の取締役・監査役等及び使用人等から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
子会社の監査等を通じて、子会社の取締役・監査役等及び使用人等から報告を受けた者は、適時かつ適切に当社の監査役に報告する。また、当社の監査役から業務執行に関する事項等について報告を求められたときは、速やかにかつ適切に報告する。
- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報運用規程に基づき、監査役に報告したことを理由として、報告者に対する不利益な取扱いを禁止する。

- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査室へのインタビューや内部監査の報告等を通じて、内部監査部門と連携を確保する。監査役がその役割・責務を果たすうえで必要と考える場合には、外部の弁護士等の専門家の助言を得ることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① コンプライアンス及びリスク管理

当社は、法令、定款及び社内諸規程等の遵守及び企業倫理体系（活動理念、社是、企業倫理憲章、行動基準及びコーポレート・スローガン）の趣旨、精神の尊重を徹底することなどにより、コンプライアンス意識の向上に努めております。

また、財務報告に係る内部統制体制を構築し、内部統制報告会の定期的な開催等により、財務報告の信頼性及び適正性を確保しております。

さらに、監査室は内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内諸規程等の遵守状況を監査し、妥当性を検証しております。

リスク管理につきましては、危機管理規程及びリスク管理規程等に基づき、リスク管理体制を構築するとともに、内部通報運用規程に基づき、内部通報窓口を設置し、適切に運用しております。

- ② 職務執行の適正及び効率性

当社は、取締役会を毎月1回開催し、法令、定款、取締役会規程等に基づき、経営に関する重要事項について社外取締役の意見等も踏まえ審議・決定するとともに、取締役及び執行役員の職務執行状況を監督しております。

また、職務執行の効率性につきましては、業務分掌・職務権限規程等に定められた権限や責任に基づき、効率的に職務を執行しております。

③ 企業集団における業務の適正の確保

当社は、関係会社管理規程に基づき、総合企画室が適宜、子会社から経営等に関する資料の提出を求めるとともに、四半期毎に関係会社業績等報告会を開催し、子会社の指導・監督を行い、経営の効率化を図っております。

また、当社役員等が子会社の役員に就任するほか、当社の監査役及び監査室が子会社の監査を実施することなどにより、業務の適正を確保しております。

④ 監査役監査の実効性の確保

監査役は、監査役会が定めた監査方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況の説明等を求めるとともに、業務、財産の調査等を通じて取締役の職務遂行の監査を行っております。

また、監査役は、監査室へのインタビューや内部監査の報告を通じて、監査室と連携することにより、監査の実効性の向上を図っております。

連結株主資本等変動計算書

〔令和3年4月1日から〕
〔令和4年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	8,132	7,248	99,901	△ 4,227	111,054
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			1,953		1,953
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	8,132	7,248	101,854	△ 4,227	113,007
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 1,176		△ 1,176
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			8,514		8,514
土地再評価差額金の取崩			4		4
自 己 株 式 の 取 得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	7,342	△ 0	7,342
当連結会計年度末残高	8,132	7,248	109,197	△ 4,227	120,350

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非支配株主 持 分	純資産合計
	その他の有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	2,103	△ 0	381	98	△ 5	2,576	6,264	119,895
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						—		1,953
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	2,103	△ 0	381	98	△ 5	2,576	6,264	121,849
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当						—		△ 1,176
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						—		8,514
土地再評価差額金の取崩			△ 4			△ 4		—
自 己 株 式 の 取 得						—		△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	502	3		2,050	△ 18	2,538	922	3,461
連結会計年度中の変動額合計	502	3	△ 4	2,050	△ 18	2,534	922	10,799
当連結会計年度末残高	2,606	2	377	2,148	△ 23	5,111	7,187	132,649

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 50社
- ・主要な連結子会社の名称 カメイ物流サービス株式会社
仙台トヨペット株式会社
山形トヨペット株式会社
三興メイビス株式会社
株式会社オーシマ小野商事
Mitsuwa Corporation

(連結の範囲の変更)

当連結会計年度より、当社の連結子会社がEastern Green Marketing Pte. Ltd. 及びAlamanda Singapore Pte. Ltd. の株式を令和3年8月に新たに取得したことにより、連結の範囲に含めております。

当社の連結子会社がDaiei Trading Co., Inc. の株式を令和3年12月に新たに取得したことにより、連結の範囲に含めております。これに伴い、同社の子会社であるDaiei Trading-Chicago-Co., Inc. を連結の範囲に含めております。

当社が株式会社立花ADMの株式を令和4年2月に新たに取得したことにより、連結の範囲に含めております。これに伴い、同社の子会社である株式会社立花マテリアル、近江機工株式会社及び台湾立花材料股份有限公司を連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 株式会社パシフィック
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社の数 2社
- ・主要な会社等の名称 株式会社パシフィック
- ・持分法適用の関連会社の数 2社
- ・主要な会社等の名称 株式会社宮城テレビ放送

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 株式会社ジェームス仙台
- ・持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持

分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、Mitsuya Corporation他18社を除いて連結決算日と一致しております。なお、当該会社他18社の決算日は12月31日であり、連結決算日との差異が3カ月以内のため、連結決算日との間に生じた重要な取引の調整を除きそのまま連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの
時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております)
- ・市場価格のない株式
主として移動平均法による原価法

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法及び個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	15年～50年
機械装置及び運搬具	3年～15年
その他	5年～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 特別修繕引当金

船舶の特別修繕に要する費用の支出に備えるため、将来の見積修繕額に基づいて計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 一時点での収益の認識（全事業）

当社及び連結子会社においては、顧客に対し石油関係、食品関係、自動車関係、住宅設備機器関係、処方箋関係等の多岐にわたる商品の販売を行っており、顧客へ商品を引渡した時点で収益を認識しております。

ロ. 一定期間にわたる収益の認識（エネルギー事業、建設関連事業）

・エネルギー事業（ガスの販売）

エネルギー事業においては、顧客に対しLPガス等の販売を行っており、顧客のガスの使用量に基づき収益を認識しております。

・建設関連事業（工事契約）

建設関連事業においては、顧客に対し建設工事やリフォーム工事を提供しており、工事の進捗度に基づき収益を認識しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

当社及び一部の連結子会社においては、繰延ヘッジによっております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を行っております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段：為替予約取引

ヘッジ対象：外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

b. ヘッジ手段：商品スワップ

ヘッジ対象：石油製品等の購入及び販売取引

c. ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

・ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社は、「輸入取引規程」及び「デリバティブ取引管理規程」に基づき、通常の営業過程で生じる輸入取引に係る為替変動リスクや石油製品等の価格変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

・ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、その変動額等を基礎として、ヘッジ有効性を評価しております。

なお、ヘッジの有効性が高い為替予約取引及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

② のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生した都度判断し、適切な償却期間（5年～20年）で定額法により償却を行っております。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、発生時にその全額を償却しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、一部の連結子会社では発生した年度に一括費用処理し、一部の連結子会社ではその発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

1. 代理人取引に係る収益認識

主に食料事業の直送取引に係る収益に関して、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

2. 第三者のために回収する額に係る収益認識

エネルギー事業における軽油の販売に関して、従来は、軽油引取税を取引価格に含めて収益として認識しておりましたが、軽油引取税の納税義務者は当社の顧客であり、当社が第三者のために回収しているものと認められることから、取引価格から軽油引取税相当額を控除した額で収益を認識する方法に変更しております。

3. 工事契約に係る収益認識

建設関連事業における工事契約に関して、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、それ以外の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、全ての工事について履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

4. 毎月の計量により確認した使用量に基づく収益認識

エネルギー事業におけるガスの販売に関して、従来は、顧客との契約に基づく毎月の検針日に実施した検針による顧客の使用量に基づいて収益を認識しておりましたが、月末以外の日に実施する検針については、決算月に実施した検針日から決算日まで生じた収益を見積る方法に変更しております。なお、当該収益の見積りに係る使用量及び単価の見積り方法は、決算月の日数に対する未検針日数の割合に基づく日数按分によるものであります。

5. センターフィー等の顧客に支払われる対価に係る収益認識

主にペット関連事業におけるセンターフィー等の顧客に支払われる対価に関して、従来は、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

6. 新車及び中古車の販売に係る収益認識

自動車関連事業における新車及び中古車の販売に関して、従来は、運輸局等における車両の登録時に収益を認識しておりましたが、顧客への引渡時に収益を認識する方法に変更しております。また、割賦販売に関して、従来は、車両販売の収益を総額で計上し、翌期以降の割賦回収代金に対応する利益を繰り延べておりましたが、重要な金融要素を除く販売価格については車両引渡時に収益を認識し、重要な金融要素に係る部分については決済期日までの期間にわたって各期の純損

益に配分する方法に変更しております。

重要な金融要素の影響については連結損益計算書において顧客との契約から生じる収益と区分し「金融収益」として表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高は1,953百万円増加しております。

また、収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結計算書類への重要な影響はありません。

III. 収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				
	エネルギー事業	食料事業	建設関連事業	自動車関連事業	海外・貿易事業
売上高					
一時点で移転される財	235,341	32,434	22,104	57,793	55,828
一定の期間にわたり移転される財	14,467	—	21,151	—	—
顧客との契約から生じる収益	249,809	32,434	43,256	57,793	55,828
その他の収益（注）2	184	59	18	2,748	—
外部顧客への売上高	249,993	32,493	43,275	60,541	55,828

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計
	ペット関連 事業	ファーマシー 事業	計		
売上高					
一時点で移転される財	12,629	17,678	433,811	6,703	440,515
一定の期間にわたり移 転される財	—	—	35,618	—	35,618
顧客との契約から生じ る収益	12,629	17,678	469,430	6,703	476,134
その他の収益 (注) 2	—	27	3,038	3,384	6,422
外部顧客への売上高	12,629	17,706	472,469	10,088	482,557

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報機器の販売、運送業、不動産賃貸業等を含んでおります。

2. 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益等であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(1) 一時点での収益の認識 (全事業)

当社及び連結子会社においては、顧客に対し石油関係、食品関係、自動車関係、住宅設備機器関係、処方箋関係等の多岐にわたる商品の販売を行っております。

商品の販売からの収益は、商品の引渡し時点において当該商品に対する支配が顧客に移転し、当社及び連結子会社の履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

これらの商品の販売による収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、割戻等及び消費税等の税金を控除した金額で測定しております。加えて当社及び連結子会社の顧客に対して支払いを行っている場合で、顧客に支払われる対価が顧客からの別個の財又はサービスに対する支払いである場合を除き、顧客との契約において約束された対価からその対価を控除した金額で測定しております。

自動車関連事業以外の取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

自動車関連事業においては割賦販売を行っており、当該債権の回収は商品の引渡し後概ね5年の割賦払い期間にわたり、顧客と約束した対価の額と当該商品の現金販売価格との差額に重要性があることから、重要な金融要素が含まれていると判断しております。このため、商品の引渡し時点では販売価格から重要な金融要素を除いた額で収益を認識し、重要な金融要素部分については決済期日までの期間にわたり各期の純損益に配分しております。

なお、主に食料事業の直送取引に関しては、出荷・配送の一連の作業は他の当

事者により行われており、当社及び連結子会社は、在庫リスク及び価格裁量権を有していないことから、当該他の当事者により商品が提供されるように手配することが当社及び連結子会社の履行義務であり、代理人として取引を行っていると判断し、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(2) 一定期間にわたる収益の認識（エネルギー事業、建設関連事業）

① エネルギー事業（ガスの販売）

エネルギー事業においては、顧客に対しLPガス等の販売を行っております。

ガスの販売は、顧客との契約に基づき使用量に応じて顧客へ請求が行われるため、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、顧客のガスの使用量に基づき収益を認識しております。

また、ガスの使用量は、毎月の検針によって測定されますが、決算月に実施した検針日から決算日までが生じた収益については、決算月の日数に対する未検針日数の割合に基づく日数按分により見積り計上しております。

当該サービスによる収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、割戻等及び消費税等の税金を控除した金額で測定しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として3カ月以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

② 建設関連事業（工事契約）

建設関連事業においては、顧客に対し建設工事やリフォーム工事を提供しております。

建設工事やリフォーム工事は、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

当該サービスの提供は、顧客との契約に基づく作業の実施又は工事費用の支払いによりサービスが移転するため、発生した原価を基礎としてインプットに基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができると判断しております。進捗度の測定は、契約ごとに、期末日までに発生した原価が、見積り総額に占める割合に基づいて行っております。

当該サービスによる収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、割戻等及び消費税等の税金を控除した金額で測定しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産の残高等

	当連結会計年度（百万円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	62,315
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	84,297
契約資産（期首残高）	7,389
契約資産（期末残高）	6,278

契約資産は、ガスの販売及び工事契約について期末日時点で履行義務を充足しているものの未請求の対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。当該対価は、支払条件に従い請求し、ガスの販売については主として3カ月以内、工事契約については主として1年以内に受領しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初の予想される契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

IV. 重要な会計上の見積りに関する注記

1. のれん及び顧客関連資産の減損

(1) 連結計算書類に計上した金額

のれん	3,270百万円
顧客関連資産	2,723百万円

のれん及び顧客関連資産には、令和3年8月にEastern Green Marketing Pte. Ltd. 及びAlamanda Singapore Pte. Ltd. を取得したことに伴うのれん（556百万円）及び顧客関連資産（2,640百万円）、及び令和4年2月に株式会社立花ADMを取得したことに伴うのれん（1,577百万円）が含まれており、当該のれんの合計額はのれん残高の65.3%を、顧客関連資産の合計額は顧客関連資産残高の97.0%を占めております。

(2) 会計上の見積りの内容について理解に資するその他の情報

① 算出方法

取得原価のうち、当該のれん及び顧客関連資産に配分された額が相対的に多額であることから当連結会計年度末において減損の兆候を識別しており、Eastern Green Marketing Pte. Ltd.、Alamanda Singapore Pte. Ltd. 及び株式会社立花ADMをそれぞれを一つの資産グループとして、それぞれの会社の事業計画を基礎とした割引前将来キャッシュ・フローの見積額の総額と帳簿価額を比較した結果、当該割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回るため、減損損失を認識しないと判断しております。

② 主要な仮定

減損損失の認識の判定において、割引前将来キャッシュ・フローの総額は、経営者によって承認された各社の事業計画を基礎としており、事業計画には将来の市場成長率等についての仮定を反映して算定しております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による外食需要の減少や消費マインドの悪化は、令和5年3月頃まで続くとは仮定しております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りにおいて用いた仮定について、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化、世界経済の悪化等による経営環境の悪化により、見直しが必要になった場合には、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 顧客との契約から生じた債権及び契約資産の内訳

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は次のとおりであります。

受取手形	2,904百万円
売掛金	81,393百万円
契約資産	6,278百万円

2. 担保資産及び担保付債務

(1) 借入金等の担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

(担保提供資産)

建物及び構築物	1,175百万円
土 地	3,814百万円
計	4,990百万円

(対応債務)

短期借入金	2,515百万円
長期借入金	834百万円
計	3,349百万円

(2) 取引保証金の代用として、担保に供している資産は次のとおりであります。

建物及び構築物	110百万円
土 地	1,117百万円
投資有価証券	573百万円
定期預金	17百万円
計	1,818百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 74,894百万円

4. 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入に対して保証を行っております。

三興美比斯（北京）商貿有限公司 57百万円

(3,000千人民元)

5. 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額をその他の包括利益累計額の「土地再評価差額金」及び「非支配株主持分」として純資産の部に計上しております。

同法第3条第3項に定める再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）

第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回った場合の当該時価の合計額と当該再評価後の帳簿価額の合計額との差額

3,479百万円

(うち賃貸等不動産に係る差額

54百万円)

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	37,591千株	一千株	一千株	37,591千株

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	3,991千株	0千株	一千株	3,991千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

① 令和3年6月29日開催の第108回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 588百万円
- ・1株当たり配当額 17円50銭
- ・基準日 令和3年3月31日
- ・効力発生日 令和3年6月30日

② 令和3年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 588百万円
- ・1株当たり配当額 17円50銭
- ・基準日 令和3年9月30日
- ・効力発生日 令和3年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

令和4年6月29日開催の第109回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 621百万円
- ・1株当たり配当額 18円50銭
- ・基準日 令和4年3月31日
- ・効力発生日 令和4年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金を、銀行等金融機関からの借入により調達しております。一時的な余資は短期的な預金等で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に従いリスク軽減を図っております。また、投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 受取手形、売掛金及び契約資産	84,297	83,620	△677
(2) 投資有価証券	7,829	7,829	—
資産計	92,127	91,449	△677
(1) 長期借入金	16,653	16,611	△42
(2) リース債務	5,358	5,343	△14
負債計	22,011	21,954	△56

- (注) 1. 「現金及び預金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 「受取手形、売掛金及び契約資産」については、「契約資産」の金額を除外して表示しております。
3. 長期借入金には短期借入金に含めている1年内返済予定の長期借入金の金額98億17百万円を含めて表示しております。
4. リース債務は流動負債及び固定負債の金額を合算して表示しております。
5. 市場価格のない株式等は、「(2) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	8,833

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	7,829	—	—	7,829

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、売掛金及び契約資産	—	83,620	—	83,620
資産計	—	83,620	—	83,620
長期借入金	—	16,611	—	16,611
リース債務	—	5,343	—	5,343
負債計	—	21,954	—	21,954

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び評価の算定に係るインプットの説明

・投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

・受取手形、売掛金及び契約資産

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、割賦取引に係る売掛金については、

一定の期間ごとに区分した債権ごとに、そのキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VIII. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、宮城県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

令和4年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は6億70百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、減損損失は7百万円（特別損失に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度末の時価（百万円）
10,871	13,090

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

IX. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,733円92銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 253円41銭 |

X. その他の注記

(減損損失)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用 途	資 産 名 称 及 び 場 所	種 類	減損損失 (百万円)
エネルギー事業	小売店舗（宮城県気仙沼市他）5件	建 物 等	166
食 料 事 業	小売店舗（宮城県仙台市他）7件	建 物 等	32
海外・貿易事業	のれん（ベトナム）1件	の れ ん	466
ファーマシー事業	小売店舗（宮城県仙台市他）14件	建 物 等	70
その他の事業	事務所（東京都国立市）1件	土 地	3
遊 休 資 産	賃貸不動産（宮城県名取市他）2件	土 地	7

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業用資産のうち、ガソリンスタンドについては1店舗ごと、小売事業については1店舗ごと、それ以外は主として継続的に収支を把握している管理会計上の区分に基づいて区分し、賃貸資産及び遊休資産については、1物件ごとにグルーピングしております。

営業活動から生ずる継続した損失の計上、時価の著しい下落等があったため、上記の資産又は資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額7億46百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物及び構築物2億42百万円、土地17百万円、のれん4億66百万円及びその他19百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額、路線価による相続税評価額又は固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出した金額を使用し、使用価値は将来キャッシュ・フローを加加重平均資本コスト（WACC）7.53%～8.54%で割引引いて算定しております。

(企業結合)

取得による企業結合

1. Eastern Green Marketing Pte. Ltd. 及び Alamanda Singapore Pte. Ltd. の取得

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	Eastern Green Marketing Pte. Ltd. Alamanda Singapore Pte. Ltd.
事業の内容	シンガポール国内における青果（野菜・果物）輸入 卸販売

- ② 企業結合を行った主な理由
海外・貿易事業の規模の拡大と間接業務の一体的運用による効率化を図り、海外・貿易事業の競争力を高めるため。
- ③ 企業結合日
令和3年8月31日
- ④ 企業結合の法的形式
株式の取得
- ⑤ 結合後企業の名称
名称の変更はありません。
- ⑥ 取得した議決権比率
100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社の連結子会社が現金を対価とする株式取得を実施したため、当該連結子会社を取得企業としております。
- (2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間
被取得企業の決算日は12月31日であり、連結決算日と3カ月異なっております。企業のみなし取得日を令和3年9月30日としているため、令和3年10月1日から令和3年12月31日までの期間が含まれております。
- (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- | | | |
|-------|----|----------|
| 取得の対価 | 現金 | 4,240百万円 |
| 取得原価 | | 4,240百万円 |
- (4) 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー他に対する報酬・手数料等 169百万円
- (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- ① 発生したのれん
550百万円
- ② 発生原因
今後の事業展開により期待される超過収益力であります。
- ③ 償却方法及び償却期間
10年間にわたる均等償却
- (6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- | | |
|------|----------|
| 流動資産 | 2,541百万円 |
| 固定資産 | 1,126百万円 |
| 資産合計 | 3,667百万円 |
| 流動負債 | 1,220百万円 |
| 固定負債 | 1,371百万円 |
| 負債合計 | 2,592百万円 |
- (7) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び償却期間
- | 種類 | 金額 | 償却期間 |
|--------|----------|------|
| 顧客関連資産 | 2,614百万円 | 10年 |

2. Daiei Trading Co., Inc. の取得

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称 Daiei Trading Co., Inc.
事業の内容 米国内における日本食輸入卸販売
- ② 企業結合を行った主な理由
海外・貿易事業の規模の拡大と間接業務の一体的運用による効率化を図り、海外・貿易事業の競争力を高めるため。
- ③ 企業結合日
令和3年12月1日
- ④ 企業結合の法的形式
株式の取得
- ⑤ 結合後企業の名称
名称の変更はありません。
- ⑥ 取得した議決権比率
100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社の連結子会社が現金を対価とする株式取得を実施したため、当該連結子会社を取得企業としております。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

被取得企業の決算日は12月31日であり、連結決算日と3カ月異なっております。企業のみなし取得日を令和3年11月30日としているため、令和3年12月1日から令和3年12月31日までの期間が含まれております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	2,491百万円
取得原価		2,491百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー他に対する報酬・手数料等 118百万円

(5) 発生した負ののれんの金額及び発生原因

- ① 発生した負ののれんの金額
153百万円
- ② 発生原因
企業結合時における時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳	
流動資産	1,859百万円
固定資産	2,513百万円
<u>資産合計</u>	<u>4,372百万円</u>
流動負債	810百万円
固定負債	768百万円
<u>負債合計</u>	<u>1,579百万円</u>

(7) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び償却期間

種類	金額	償却期間
顧客関連資産	82百万円	5年

3. 株式会社立花ADMの取得

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社立花ADM

事業の内容 土木事業会社を傘下に持つグループ統括会社

② 企業結合を行った主な理由

土木資材分野の規模の拡大により、建設関連事業の競争力を高めるため。

③ 企業結合日

令和4年2月17日

④ 企業結合の法的形式

株式の取得

⑤ 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とする株式取得を実施したため。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

企業のみなし取得日を令和4年3月31日としているため、連結貸借対照表のみを連結しており、連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間はありません。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	5,004百万円
取得原価		5,004百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー他に対する報酬・手数料等 134百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん金額

1,577百万円

なお、のれん金額は、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的な金額であります。

② 発生原因

今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

効果が発現すると見積もられる期間で均等償却する予定であります。なお、投資効果が発現する期間については、現在算定中であります。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	4,965百万円
固定資産	3,037百万円
<u>資産合計</u>	<u>8,002百万円</u>
流動負債	3,723百万円
固定負債	839百万円
<u>負債合計</u>	<u>4,563百万円</u>

株主資本等変動計算書

〔令和3年4月1日から〕
〔令和4年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
					固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益剰 余 金			
当事業年度期首残高	8,132	7,266	7,266	2,033	293	22,362	42,266	66,956	△ 4,227	78,127
会計方針の変更による累積的影響額			—				648	648		648
会計方針の変更を反映した当事業年度期首残高	8,132	7,266	7,266	2,033	293	22,362	42,915	67,604	△ 4,227	78,776
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩			—		△ 3		3	—		—
剰余金の配当			—				△ 1,176	△1,176		△ 1,176
当期純利益			—				4,824	4,824		4,824
土地評価差額金の取崩			—				4	4		4
自己株式の取得			—					—	△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			—					—		—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△ 3	—	3,655	3,652	△ 0	3,652
当事業年度末残高	8,132	7,266	7,266	2,033	290	22,362	46,571	71,257	△ 4,227	82,428

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当事業年度期首残高	909	—		546	1,455	79,583
会計方針の変更による累積的影響額					—	648
会計方針の変更を反映した当事業年度期首残高	909	—		546	1,455	80,232
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩					—	—
剰余金の配当					—	△ 1,176
当期純利益					—	4,824
土地評価差額金の取崩				△ 4	△ 4	—
自己株式の取得					—	△ 0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	178	1			180	180
事業年度中の変動額合計	178	1		△ 4	175	3,828
当事業年度末残高	1,087	1		542	1,631	84,060

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております）

・市場価格のない株式

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法及び個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～50年
構築物	15年～40年
機械及び装置	8年～15年
工具、器具及び備品	6年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 投資その他の資産（受益者負担金）

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- (1) 一時点での収益の認識（全事業）
当社においては、顧客に対し石油関係、食品関係、住宅設備機器関係、処方箋関係等の多岐にわたる商品の販売を行っており、顧客へ商品を引渡した時点で収益を認識しております。
- (2) 一定期間にわたる収益の認識（エネルギー事業、建設関連事業）
- ① エネルギー事業（ガスの販売）
エネルギー事業においては、顧客に対しLPG等の販売を行っており、顧客のガスの使用量に基づき収益を認識しております。
- ② 建設関連事業（工事契約）
建設関連事業においては、顧客に対し建設工事やリフォーム工事を提供しており、工事の進捗度に基づき収益を認識しております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) ヘッジ会計の方法
- ・ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジによっております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を行っております。
 - ・ヘッジ手段とヘッジ対象
 - a. ヘッジ手段：為替予約取引
ヘッジ対象：外貨建金銭債務及び外貨建予定取引
 - b. ヘッジ手段：商品スワップ
ヘッジ対象：石油製品等の購入及び販売取引
 - c. ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金
 - ・ヘッジ方針
当社は、「輸入取引規程」及び「デリバティブ取引管理規程」に基づき、通常の営業過程で生じる輸入取引に係る為替変動リスクや石油製品等の価格変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。
 - ・ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、その変動額等を基礎として、ヘッジ有効性を評価しております。
なお、ヘッジの有効性が高い為替予約取引及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

1. 代理人取引に係る収益認識

主に食料事業の直送取引に係る収益に関して、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

2. 第三者のために回収する額に係る収益認識

エネルギー事業における軽油の販売に関して、従来は、軽油引取税を取引価格に含めて収益として認識しておりましたが、軽油引取税の納税義務者は当社の顧客であり、当社が第三者のために回収しているものと認められることから、取引価格から軽油引取税相当額を控除した額で収益を認識する方法に変更しております。

3. 工事契約に係る収益認識

建設関連事業における工事契約に関して、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、それ以外の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、全ての工事について履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

4. 毎月の計量により確認した使用量に基づく収益認識

エネルギー事業におけるガスの販売に関して、従来は、顧客との契約に基づく毎月の検針日に実施した検針による顧客の使用量に基づいて収益を認識しておりましたが、月末以外の日に実施する検針については、決算月に実施した検針日から決算日まで生じた収益を見積る方法に変更しております。なお、当該収益の見積りに係る使用量及び単価の見積り方法は、決算月の日数に対する未検針日数の割合に基づく日数按分によるものであります。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高は648百万円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への重要な影響はありません。

Ⅲ. 収益認識に関する注記

1. 収益を理解するための基礎となる情報

(1) 一時点での収益の認識(全事業)

当社においては、顧客に対し石油関係、食品関係、住宅設備機器関係、処方箋関係等の多岐にわたる商品の販売を行っております。

商品の販売からの収益は、商品の引渡し時点において当該商品に対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

これらの商品の販売による収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、割戻等及び消費税等の税金を控除した金額で測定しております。加えて当社の顧客に対して支払いを行っている場合で、顧客に支払われる対価が顧客からの別個の財又はサービスに対する支払いである場合を除き、顧客との契約において約束された対価からその対価を控除した金額で測定しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

なお、主に食料事業の直送取引に関しては、出荷・配送の一連の作業は他の当事者により行われており、当社は、在庫リスク及び価格裁量権を有していないことから、当該他の当事者により商品が提供されるように手配することが当社の履行義務であり、代理人として取引を行っていると判断し、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(2) 一定期間にわたる収益の認識(エネルギー事業、建設関連事業)

① エネルギー事業(ガスの販売)

エネルギー事業においては、顧客に対しLPガス等の販売を行っております。ガスの販売は、顧客との契約に基づき使用量に応じて顧客へ請求が行われるため、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、顧客のガスの使用量に基づき収益を認識しております。

また、ガスの使用量は、毎月の検針によって測定されますが、決算月に実施した検針日から決算日までに生じた収益については、決算月の日数に対する未検針日数の割合に基づく日数按分により見積り計上しております。

当該サービスによる収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、割戻等及び消費税等の税金を控除した金額で測定しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として3カ月以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

② 建設関連事業（工事契約）

建設関連事業においては、顧客に対し建設工事やリフォーム工事を提供しております。

建設工事やリフォーム工事は、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

当該サービスの提供は、顧客との契約に基づく作業の実施又は工事費用の支払いによりサービスが移転するため、発生した原価を基礎としてインプットに基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができると判断しております。進捗度の測定は、契約ごとに、期末日までに発生した原価が、見積り総額に占める割合に基づいて行っております。

当該サービスによる収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、割戻等及び消費税等の税金を控除した金額で測定しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

IV. 重要な会計上の見積りに関する注記

1. 関係会社株式の評価

(1) 計算書類に計上した金額

関係会社株式 33,375百万円

関係会社株式には、子会社であるKamei Singapore Pte. Ltd.に係る関係会社株式(10,939百万円)、株式会社立花ADMに係る関係会社株式(5,138百万円)が含まれており、その株式の帳簿価額の合計は、関係会社株式残高の48.2%を占めております。

(2) 会計上の見積りの内容について理解に資するその他の情報

① 算出方法

Kamei Singapore Pte. Ltd.については、令和3年8月に同社を通じてEastern Green Marketing Pte. Ltd.及びAlamanda Singapore Pte. Ltd.の株式を取得しておりますが、超過収益力を見込んで取得していることから、事業計画と実績に乖離が見られ、Eastern Green Marketing Pte. Ltd.及びAlamanda Singapore Pte. Ltd.株式の減額処理が必要となった場合には、投資元であるKamei Singapore Pte. Ltd.の財政状態が悪化することにより、株式の実質価額が著しく低下し減損処理が必要となる可能性があります。

また、株式会社立花ADMについても、令和4年2月に会社が超過収益力を見込んで取得していることから、事業計画と実績に乖離が見られ、財政状態が悪化した場合には、株式の実質価額が著しく低下し減損処理が必要となる可能性があります。

なお、当事業年度においては、当該株式の実質価額が著しく低下している状況にないことから、株式の減額処理は行なっておりません。

② 主要な仮定

当該株式の実質価額は、経営者によって承認された各社の事業計画を基礎としており、事業計画には将来の市場成長率等についての仮定を反映して算定しております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による外食需要の減少や消費マインドの悪化は、令和5年3月頃まで続くと仮定しております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

これらの見積りにおいて用いた仮定について、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化、世界経済の悪化等による経営環境の悪化により、見直しが必要となった場合には、翌事業年度において、株式の減額処理が必要となる可能性があります。

V. 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

- (1) 借入金等の担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

(担保提供資産)

建	物	62百万円
土	地	1,458百万円
計		1,521百万円

(対応債務)

短期借入金	2,010百万円
-------	----------

- (2) 取引保証金の代用として、担保に供している資産は次のとおりであります。

建	物	110百万円
土	地	874百万円
投資有価証券	573百万円	
計		1,558百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 33,182百万円

3. 保証債務

- (1) 下記の会社の金融機関等からの借入に対して保証を行っております。

Lee Huat Yap Kee Pte. Ltd.	1,880百万円 (20,594千シンガポールドル)
----------------------------	-------------------------------

Phu&Em Trading Service Co.,Ltd.	168百万円 (31,608百万ベトナムドン)
---------------------------------	----------------------------

2,049百万円

- (2) 下記の会社の取引上の債務に対して保証を行っております。

カメイオート株式会社	619百万円
------------	--------

カメイオート北海道株式会社	280百万円
---------------	--------

Kamei Energy Singapore Pte. Ltd	389百万円
---------------------------------	--------

(3,153千アメリカドル)

計 1,288百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

- (1) 短期金銭債権 1,072百万円

- (2) 長期金銭債権 6,267百万円

- (3) 短期金銭債務 890百万円

- (4) 長期金銭債務 400百万円

5. 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を評価・換算差額等の「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法第3条第3項に定める再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）

第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回った場合の当該時価の合計額と当該再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,839百万円

（うち賃貸等不動産に係る差額

25百万円）

VI. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

(1) 売上高	6,112百万円
(2) 仕入高	2,338百万円
(3) その他の営業取引高	4,231百万円
(4) 営業取引以外の取引高	1,173百万円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用 途	資 産 名 称 及 び 場 所	種 類	減損損失 (百万円)
エネルギー事業	小売店舗（宮城県気仙沼市他）5件	建 物 等	166
食 料 事 業	小売店舗（宮城県仙台市他）7件	建 物 等	32
ファーマシー事業	小売店舗（宮城県仙台市他）4件	建 物 等	43
遊 休 資 産	賃貸不動産（宮城県名取市他）2件	土 地	7

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業用資産のうち、ガソリンスタンドについては1店舗ごと、小売事業については1店舗ごと、それ以外は主として継続的に収支を把握している管理会計上の区分に基づいて区分し、賃貸資産及び遊休資産については、1物件ごとにグルーピングしております。

営業活動から生ずる継続した損失の計上、時価の著しい下落等があったため、上記の資産又は資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額2億49百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物1億58百万円、構築物60百万円、その他30百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額、路線価による相続税評価額又は固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出した金額を使用し、使用価値は将来キャッシュ・フローを加重平均資本コスト（WACC）7.53%～8.54%で割り引いて算定しております。

VII. 株主資本等変動計算書に関する注記
自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,991千株	0千株	一千株	3,991千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

VIII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	113百万円
共済会等留保金	6百万円
賞与引当金	229百万円
貸倒引当金	890百万円
投資有価証券	1,626百万円
有形固定資産	2,546百万円
無形固定資産	243百万円
その他	648百万円

繰延税金資産小計 6,303百万円

評価性引当額 △5,491百万円

繰延税金資産合計 811百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 434百万円
固定資産圧縮積立金	△ 127百万円
その他	△ 61百万円

繰延税金負債合計 △ 623百万円

繰延税金資産の純額 188百万円

再評価に係る繰延税金負債

土地再評価差額金 △1,663百万円

IX. リースにより使用する固定資産に関する注記

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引（借主側）

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品

② 無形固定資産

ソフトウェア

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内 409百万円

1年超 2,029百万円

合 計 2,439百万円

3. オペレーティング・リース取引（貸主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内 196百万円

1年超 2,504百万円

合 計 2,700百万円

X. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額(百万円)	科 目	期末残高(百万円)
子会社	Lee Huat Yap Kee Pte. Ltd.	シンガポール	174 (2百万シンガポールドル)	船舶用潤滑油の保管・輸送・納入	100.0	役員の兼任	債務保証 (注)2.)	1,880	-	-

(注) 1. 取引上の債務又は金融機関からの借入に対して保証を行っております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

Lee Huat Yap Kee Pte. Ltd. に対する債務保証については、保証料は受領しておりません。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	亀井文行	-	当社代表取締役社長カメイ不動産代表取締役社長	被所有 直接7.46	-	-	事務所賃借料	30	-	-
			当社代表取締役社長(公財)カメイ社会教育振興財団理事長		-	-	運営資金等の寄付	107	-	-
役員の近親者	亀井昭伍	-	当社相談役(公財)亀井記念財団理事長	被所有 直接3.02	-	-	運営資金の寄付	19	-	-

- (注) 1. 上記のカメイ不動産株式会社、公益財団法人カメイ社会教育振興財団及び公益財団法人亀井記念財団との取引は、いわゆる第三者のための取引であります。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- ① カメイ不動産株式会社との取引は、役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社との取引に該当しております。
 - ② 事務所賃借料は近隣の賃料を参考にして、同等の価格によっております。
 - ③ 公益財団法人カメイ社会教育振興財団への寄付は、同財団よりの寄付要請によるものであります。
なお、この取引は令和3年2月25日の取締役会において承認されております。
 - ④ 公益財団法人亀井記念財団への寄付は、同財団よりの寄付要請によるものであります。
なお、この取引は令和3年2月25日の取締役会において承認されております。

XI. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,501円76銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 143円57銭 |